

# H4TA 競技規定書

## 1 競技の種目

- 1 4×4（四輪駆動車）車両による、減点方式を採用した競技である。

## 2 主催者

- 1 本競技会を開催する者を「主催者」と称する。

## 3 オフィシャル

- 1 本競技会は「オフィシャル」（審判員の総称）の判定で競技を進行する。

## 4 コース

- 1 コースはセクションを設けた競技会場の呼称。その付帯設備として競技車両駐車場、競技車両修理場、通路等が設けられている。競技車両は競技中許可なくコース外に出る事はできない。

## 5 セクション

- 1 イン（入口）アウト（出口）が設定され進行方向に向かって右側に赤テープ、左側に青テープを設け、区分された場所をセクションとする。
- 2 イン側の左右テープを直線で結んだラインをスタートラインとし、ゴールの左右のテープを直線で結んだラインをゴールラインと定める。
- 3 セクションを区分するものはテープとする。パイロン、ポール等であればその本体をテープとする。
- 4 セクション内にテープを設定しない区間がある場合は主催者の指示に従う事。
- 5 コース内にクラス分けの表示物を設置する場合がある。（表示物のタッチは減点としない）

## 6 受付け

- 1 受付で必要事項を記載し、エントリーフィーを払う事。
- 2 **スヨアカード車検用紙**とゼッケン、食事引換券を受け取る事。
- 3 車検を受ける態勢にてパドックで待機する事。

## 7 車検

- 1 車検の準備が整ったらボンネットを開け、パドックに車両をならべる事。
- 2 身なり（シートベルト・ヘルメット等）を整え、**車検用紙をダッシュボード上に準備して**セクションインの状態で車検を**受けて下さい**を受ける事。  
※ 車検内容は下記、車両規定の通りとする。

## 8 競技開始（スタート）

- 1 競技開始時刻はあらかじめ主催者から発表され、主催者の合図により競技が開始される。
- 2 競技開始後、すべての競技車はセクションインの状態パドックを一周させる事。

## 9 セクションインとセクションゴール

- 1 車両は前進でセクションインし前進でセクションゴールしなければならない。
- 2 車両の前輪がスタートラインを通過した時点をもってセクションインとする。

- 3 車両がゴールラインを通常に走行状態にて通過し、車両の全てがゴールライン外に出て停止をしたらセクションゴールとする。
- 10 セクションイン内におけるタイムキーピング（各セクションでの競技時間）
    - 1 タイムキーピングは3分間と定めセクションインの後、タイムキーピングに定められた時間に達した時点でタイムアウトとしセクションでの競技は終了し最大減点（減点10）とする。
  - 11 S S ステージ
    - 1 タイム測定セクション「S S」（スペシャルステージ）を一つ以上設け、あらかじめ主催者より発表する。
  - 12 減点
    - 1 本競技は減点法による採点で順位を決定するものとする。各セクション、減点10点を最大減点とし最大減点に達した時点でそのセクションでの競技は終了とする。
      - ホイールベース未満のバック・・・一回毎に減点1  
自車両のホイールベース未満の距離をバックした場合
      - ホイールベース以上のバック・・・一回毎に減点3  
自車両のホイールベース以上の距離をバックした場合
      - 5カウント以上の停止・・・1回につき減点5（2回目以降のカウント減点なし）（1カウントは2秒を目安とする）
      - タイムアウト・・・減点10  
車両がスタート後、定められたタイムキーピング内にセクションゴールしなかった場合
      - テープ・ポールへの接触・・・減点10  
テープ・ポールに、車両及びドライバーの身体、衣服の一部が触れた場合
      - セクションカット・・・減点10  
テープの外へ車体が出た場合、車体とテープの間に立体的空間がある場合は、車体の一部がセクション外に出ても減点の対象にはならないが、テープへの接触がなくとも車両の全てがセクション外に出た場合はセクションカットと**なる**。
      - エスケープ  
車両がスタートの後にセクション外（スタートライン外）へ出る行為。競技者は全てのセクションを走行する義務はなく、理由を問わずセクションの走行を拒否する事ができるが、スコアカードに記録が残らない状態で競技を完了した場合リタイアとなる。その際エスケープを行えば減点10で記録される。なお、エスケープはあらかじめ主催者より特別な指示がない限り通常の走行と同じ手順を取る事が必要。また、オフィシャルからスタートの指示なくエスケープを行う事は認めない。必ず車両を自走してこない（自車両を押してのエスケープも認めない）加えて、ドライバーが意図せず行ったエスケープも減点10とする。
      - ミスコース・・・減点10  
各セクションで指定された進行方向。走行順序に反する走行を行った場合はミスコースとする。走行法を特別に指定する場合は、主催者よりあらかじめ指示がある。
      - その他1・・・減点10
        - 1 ドライバーの身体、衣服の一部が路面及びセクションの構造物に触れた場合。
        - 2 ドライバーがセクション内において、明らかに第三者による誘導（無線誘導等含む）、助言にて走行

していると判断した場合。

- 3 ドライバーの安全装備（ヘルメット、グローブ、シートベルト、皮膚の露出等）が不備のままセクションインした場合。及び、セクション内で不備が発生した場合。
- 4 通常の走行状態にてゴールしなかった場合。車両が転倒しながら等、車両がドライバーによりコントロールされてないとみなされる状態でゴールした場合。
- 5 各セクションに定められたスタート指定位置よりセクションインしなかった場合
- 6 各セクションに定められたゴール後の停車位置で停車しなかった場合
- 7 各セクション内において競技車両から落下物があった場合、ただしオフィシャルが現認したものに限る。

#### 8 ドア、ボンネットが各セクション内で開いた場合。

#### ●その他 2・・・競技中止、リタイア、失格

##### 1 危険行為

オフィシャルが危険と判断し、改善できない場合はリタイアを勧告・宣言する事がある。

##### 2 車両からの液体漏れ等があった時

競技中に液体漏れがあった場合は減点 10 点とする。改善した場合は競技を続けられる。

##### 3 競技関係者及びギャラリー、他の競技者に危険や脅威を与えた場合。

オフィシャルが危険と判断し、改善できない場合はリタイアを勧告・宣言する事がある。例として、人身事故を起こした場合等。

#### ●特殊な状態 1・・・減点なし、もしくは競技中止

##### 1 車両がセクション内で横転した場合。

出場クラスに分かれて判断する事がある。

#### ●特殊な状態 2・・・停止（減点 5）

##### 1 車輪の動きが確認されても、車両は前後進もしていない状態は停止しているものとみなす。

##### 2 車両の微妙な動き（モミと呼ばれる行為）はバック減点としない事がある。

### 13 競技終了

- 1 競技終了時刻はあらかじめ主催者から発表され、主催者の合図により競技が終了し、全セクションを閉鎖する。なお、競技終了時点でセクション内を走行する競技者にはそのまま競技の続行を認める。

### 14 車体の定義

- 1 車検時に車両についている物をいう。

### 15 判定及びその他の指示

- 1 競技はオフィシャルの持つ赤旗（右手）、青旗（左手）の 2 本の旗により判定及びその他の表示を行う。

#### ① 頭上にて右手で 2 本の旗を回す

そのセクションにおいて競技が出来る事を示す

#### ② 旗を持つ手を下ろし静止している

合図があれば任意にスタート出来る事を示す。

#### ③ 右手で 2 本の旗を頭上に挙げる

車両がセクションイン及びゴールした事を示し、タイム測定の始まりと終わりも示す。

#### ④ 右手で赤旗を頭上に上げる

車両がホイールベース未満のバックを行った事を示し、同時に「バック 1 点」と宣言する。1 回につき 1 点の減点。

⑤ 左手で赤旗を頭上に上げる

車両がホイールベース以上のバックを行った事を示し、同時に「バック 3 点」と宣言する。1 回につき 3 点の減点

⑥ 両手で赤青 2 本の旗を頭上に上げる

車両が 5 カウント以上の停止を行った事を示し、同時に「停止 5 点」と宣言する 1 回につき 5 点の減点。なお、オフィシャルは車両が停止した時点でドライバーに停止した事を告げ、カウントを始める。

⑦ 両手で赤青 2 本の旗を頭上で交差する

1 つのセクションにおける最高減点である 10 点の減点を示す。この宣言を受けたドライバーはオフィシャルの指示に従って速やかにセクション外に車両を出さなければならない。

## 16 順位の決定

1 規定時間内に競技を完了した競技者のうち総減点数の少ないものを上位とする。同一減点数の場合はクリーン数の多いものを上位とし同減点数、同クリーン数の場合はセクションをクリアした数が多いものを上位とする。同減点数、同クリーン数、同クリア数の場合は SS の通過タイムの早いものを上位とする。ただし以下の者は競技を完了したとはみなさず、順位には入らないものとするが出場履歴は残るものとする。なお、競技会を失格した者、参加取り消し者は出場履歴を認めない。

① リタイア

競技者が競技を途中で棄権する事で、リタイアしたドライバーは速やかにスタッフに申告しなければならない。リタイアは「R」で表示する。

② タイムオーバー

競技者が全てのセクションの走行を完了しなかった場合、及び規定時間内に走行を完了しなかった場合。

③ 棄権

正規の手続き（参加申し込み及びエントリーフィーの納入）をすまし、競技を棄権及び中止した競技者また、車検に不合格の競技者も棄権とみなす。その表記は「R」とする。

## 2 年間順位の決定方法

①参加台数比例ポイント制とし年間参加台数比例ポイントの獲得ポイント数が多い順とする。

②年間獲得ポイント数が同点の場合は、年間クリーン数、年間クリア数が多い順とする。

## 17 失格・参加の取り消し

1 下記行為を失格・参加取り消しの対象とし参加履歴も残らない。なお処分決定は競技関係者の判断とする。

① 競技参加に関する書類及び申請、申告に虚偽や不正修正が認められた場合。

② 登録した競技者により競技しなかった場合。

③ 故意にセクションを破壊した場合。

④ 他の競技者及び競技進行を故意に妨害した場合。

⑤ 競技関係者及びオフィシャルの指示に従わなかった場合。

⑥ コース内で人身事故を起こした場合。

- ⑦ 競技中及び競技に関する時間内に、飲酒、薬物等を摂取している場合。
- ⑧ 上記以外であっても、競技関係者が失格・参加取り消しを決定した場合。

## 18 競技の停止

- 1 競技関係者が停止と判断した場合

## 19 参加資格

- 1 競技者は H4TA 及び競技会の趣旨に賛同した者で、公安委員会の発行する自動車運転免許証を有するものでなくてはならない。

## 20 参加者の権利

- 1 参加者は抗議を申し立てる権利を有する
  - ① 抗議の申し立ては文書によってのみ受け付ける。
  - ② 車検に対する抗議は、車検が終了するまでとする。
  - ③ 成績に関する抗議は、競技終了後一週間までとする。
  - ④ 競技会における抗議の受理、抗議に対する最終決定は ~~H4TA 関係者(大会長)~~ 競技関係者が行う。
- 2 各セクションのオフィシャルによる審判結果に関する講義は一切受け付けられないものとする。
- 3 ~~ビデオ・カメラの~~、映像・画像による抗議は一切受け付けられないものとする。

## 21 参加者の義務

- 1 競技参加者は妨害行為を行ってはならない。
- 2 競技規則及び車両規則、その他の規則を熟知している事。
- 3 競技者は競技に伴うすべての危険を回避できる高い技術をもち、競技関係者の指示に従う事。

## 22 損害賠償

- 1 競技参加者は自身および、参加者に対し賠償責任を負わなければならない。参加者は競技関係者及び他の競技者に対し損害賠償を要求してはならない。

# H4TA 車両規定

## N クラス (新設)

### 1 自動車検査等

- ① ナンバープレート・車検は有効なものである事。

### 2 車両内外装等 (自動車検査証が有効な状態とする)

- ① 車両の灯火類にテーピングを行う事。(取り外し禁止)
- ② リアガラス 3 面にテーピングを施~~して下さいます~~事。
- ③ ドアの取り外し不可。
- ④ シフトノブ等車内に鋭い突起を有しない~~て下さいます~~事。
- ⑤ SNS 対策でナンバープレートは外すか、テープ等で隠~~して下さいます~~事。

### 3 エンジン関係（自動車検査証が有効な状態とする）

- ① 液漏れ等のテーピングを施す事。

### 4 駆動系（自動車検査証が有効な状態とする）

- ① FFキット等の取り付け及び、交換は認めない。
- ② 4WSまたはこれに類する部品の取り付け及び、交換は認めない。

### 5 タイヤ・ホイール関係（自動車検査証が有効な状態とする）ただし、オーバーフェンダーを現地で外す場合等は除く

- ① 市販のものを利用する事。（純正逆履きは不可）
- ② チェーン・スパイクタイヤの**使用禁止は認めない**。

### 6 ブレーキ関係（自動車検査証が有効な状態とする）

- ① 改造しない事。（ステアリングブレーキ等の装着は不可）

### 7 電装関係

- ① 電気配線は絶縁対策を十分に行う事。
- ② バッテリーは確実に固定しターミナル部分は絶縁保護をする事。
- ③ バッテリーの移設は認めない。

### 8 安全装備

#### ① 車両内外装等

- 1 ドアを取り付けている事。
- 2 ロールケージは装着していてもよい。
- 3 静止状態で、ドライバーの身体が一部でも車外にはみ出ない事。

#### ② シートベルト（以下ベルトと称する）

- 1 純正3点式ベルト以上がついている事（2点式腰ベルトは不可、4点式ベルト可）
- 2 取り付け部は、周囲に亀裂、腐食がない事。

#### ③牽引フック

- 1 車両の前後に各1個以上の強固な牽引フックを装着する事。

### 9 サスペンション

- ① 市販のものを利用する事。

## X クラス

### 1 自動車検査等

- ①ナンバープレート・車検の有無は問わない。

## 2 車両内外装等

- ① 車両の灯火類にテーピングを行う事。
- ② 形状等に制限は設けない。車両外部が鋭利でない事。
- ③ エンジン、プロペラシャフト等回転部が露出していない事。
- ④ シフトノブ等車内に突起がない事。
- ⑤ SNS 対策でナンバープレートは外すか、テープ等で隠してくださ**い**事。

## 3 エンジン関係

- ① エンジンの制限なし。
- ② エンジンとドライバーの間に隔壁がある事。
- ③ ラジエターキャップ、リザーブタンク等の液漏れ対策をする事。
- ④ 燃料タンクは自動車用を利用する事、燃料が漏れないように確実に固定する事。
- ⑤ 漏れない燃料キャップをつける事。
- ⑥ 排気管等は外部より容易に接触できない事。

## 4 駆動系

- ① プロペラシャフト等の回転部は運転手の手が届く範囲を囲う事。
- ② FF キット等の取り付け及び、交換は認めない。
- ③ 4WS またはこれに類する部品の取り付け及び、交換は認めない。

## 5 タイヤ・ホイール関係

- ① 市販のものを利用する事（純正逆履きは不可）。
- ② チェーン・スパイクタイヤの**使用禁止は認めない**。

## 6 ブレーキ関係

- ① 改造しない事（ステアリングブレーキ等の装着は不可）。
- ② ブレーキランプ、バックランプを有する事。

## 7 電装関係

- ① 電気配線は絶縁対策を十分に行う事。
- ② バッテリーは確実に固定しターミナル部分は絶縁保護をする事。
- ③ ドライバーにバッテリー液が掛からぬようドライバーとの間に隔壁がある事。

## 8 安全装備

- ① ロールケージ
  - 1 Cピラーのある車両（箱型・バン型）は4点式以上のロールケージを装着する事。
  - 2 Cピラーのない車両（幌型・ボンネット型・ピックアップ型）は6点式以上のロールケージを装着する事。
  - 3 十分に強度があり接続部、取り付け部も確実に固定されている事。
  - 4 車体に取り付ける場合はある当て板等の対策を行い、強固であり周囲に錆、亀裂、腐食がない事。
  - 5 シートより車両外側（側面）までの距離が500mm以内の場合は、金属製のサイドバーまたはドアを装着する事。サイドバー及びドアの高さは、ドライバーが車両停止状態でシートに着座した状態で、腰骨

の高さ以上、肩の高さ以下とし踝まで覆う事。

- 6 静止状態で、ドライバーの身体が一部でも車外にはみ出ない事。
- 7 アルターロールケージはロールケージと判断しない。

② シートベルト（以下ベルトと称する）

- 1 自動車用に製造された4点式以上のベルトを装着する事。純正品はベルトとみなさない。
- 2 取り付け部は、当て板等の対策を行い、強固であり周囲に亀裂、腐食がない事。
- 3 肩部ストラップはリアフロアに取り付ける事。（運転席の純正位置は不可）

③ 牽引フック

- 1 車両の前後に各1個以上の強固な牽引フックを装着する事。

9 サスペンション

- ① 市販のものを利用する事。

## P クラス

1 車両外装等

- ① 形状等に制限は設けませんが、車両外部が鋭利でない事。
- ② エンジン、プロペラシャフト等回転部が露出していない事。

2 エンジン関係

- ① エンジンの制限なし。
- ② エンジンとドライバーとの間に隔壁がある事。
- ③ ラジエターキャップ、リザーブタンク等の液漏れ対策をする事。
- ④ 燃料タンク及び配管は安全なものを使用し、燃料が漏れないように確実に固定する事。
- ⑤ 漏れない燃料キャップをつける事。
- ⑥ 排気管等は外部より容易に接触できない事。

3 駆動系

- ①プロペラシャフト等の回転部は運転手の手が届く範囲を囲う事。

4 タイヤ・ホイール関係

- ① 市販のものを利用する事（純正逆履きは不可）。
- ② チェーン・スパイクタイヤの**使用禁止は認めない**。

5 ブレーキ関係

- ① 一つのペダルにより、四輪同時に制動する構造を有する事。
- ② 二輪以上を同時に制動するパーキングブレーキを有する事。
- ③ ブレーキランプ、バックランプを有する事。

6 電装関係

- ① 電気配線は絶縁対策を十分に行う事。
- ② バッテリーは確実に固定しターミナル部分は絶縁保護をする事。
- ③ ドライバーにバッテリー液が掛からぬようドライバーとの間に隔壁がある事。

## 7 安全装備

### ① ロールケージ

- 1 フレームより立ち上げた十分に強度がある6ポイント以上のロールケージを装着する事。
- 2 取り付け部は強固であり周囲に錆、亀裂、腐食がない事。
- 3 シートより車両外側（側面）までの距離が500mm以内の場合は金属製のサイドバーまたはドアを装着する事。サイドバー及びドアの高さは、ドライバーが車両停止状態でシートに着座した状態で、腰骨の高さ以上、肩の高さ以下とし踝まで覆う事。
- 4 静止状態で、ドライバーの身体が一部でも外にはみ出ない事。

### ② シートベルト等（以下ベルトと称する）

- 1 フルバケットシートを着用する事。
- 2 自動車用に製造された5点式以上のベルトを装着する事。
- 3 取り付け部は、強固であり周囲に亀裂、腐食がない事。

### ③ キルスイッチ

- 1 緊急時に電気回路を遮断するキルスイッチをメインスイッチ以外に装着する事。
- 2 取り付け部は車両の外部より操作できるよう明示する事。

### ④ 牽引フック

車両の前後に各2個以上の強固な牽引フックを装着する事。

## 8 サスペンション

- ①特に規定なし。

上記は令和8年4月2日より適応する。